

# 秋田県障害者差別解消推進条例がスタートします。

平成31年4月1日施行

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を目指して、「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」が施行されます。

秋田県

ポイント



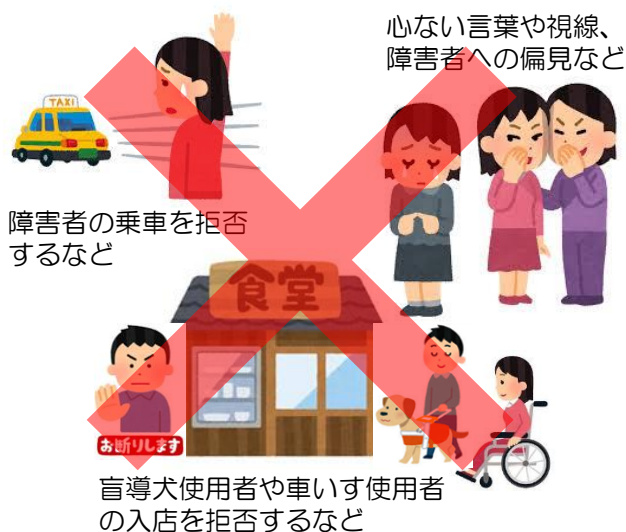
- 1 障害を理由とする差別の禁止
- 2 紛争解決の仕組み
- 3 相談体制

## 1 障害を理由とする差別の禁止

| 障害を理由とする差別の禁止 | 行政機関 | 民間事業者 | 県民   |
|---------------|------|-------|------|
| 不当な差別的取扱い     | 禁止   | 禁止    | 禁止   |
| 合理的配慮の提供      | 義務   | 義務    | 努力義務 |

### 不当な差別的取扱いとは？

正当な理由なく、障害者を差別すること。



### 合理的配慮の提供とは？

障害者に出来る範囲で配慮すること。

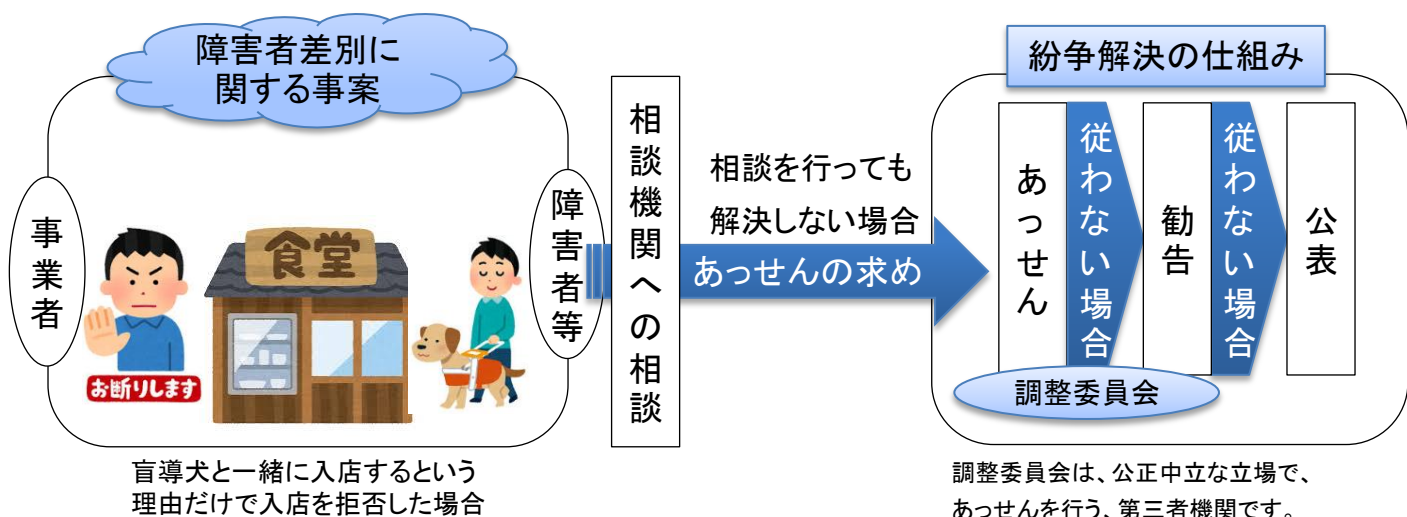


**差別的行為は絶対ダメ！**

**出来る範囲で取り組もう！**

## 2 紛争解決の仕組み

第三者機関である「秋田県障害者差別解消調整委員会」を設置し、あっせん・勧告・公表を行います。



## 3 相談体制

県は、市町村や障害者団体等と連携し、障害者差別に関する相談、又は障害者への対応などに関する相談について、障害のあるご本人やご家族、事業者の皆様からお受けします。

障害を理由とする差別に関する相談窓口  
秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

相談窓口一覧  
はこちら

[https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive\\_0000010214\\_00/madoguti.pdf](https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000010214_00/madoguti.pdf)

障害者の権利擁護全般に関する相談に対応するため、常設の相談窓口を設置しています。こちらでは、弁護士による相談対応も行います。

### 「障害者110番」



専用電話: 018-863-1290 対応日: 月～金曜日(祝祭日・年末年始除く)  
対応時間: 午前9時から午後4時まで



専用FAX: 018-863-1296

弁護士相談日: 毎月第3火曜日 午後1時から午後3時まで  
弁護士相談は、事前の申込みが必要です。  
詳しくは、専用電話にお問い合わせください。



詳しくは、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」をご覧ください。

※「美の国あきたネット」-「部署別一覧」-「健康福祉部」-「障害福祉課」-「権利擁護」-「差別の解消」

お問い合わせ先 秋田県健康福祉部障害福祉課

TEL: 018-860-1331 / FAX: 018-860-3866